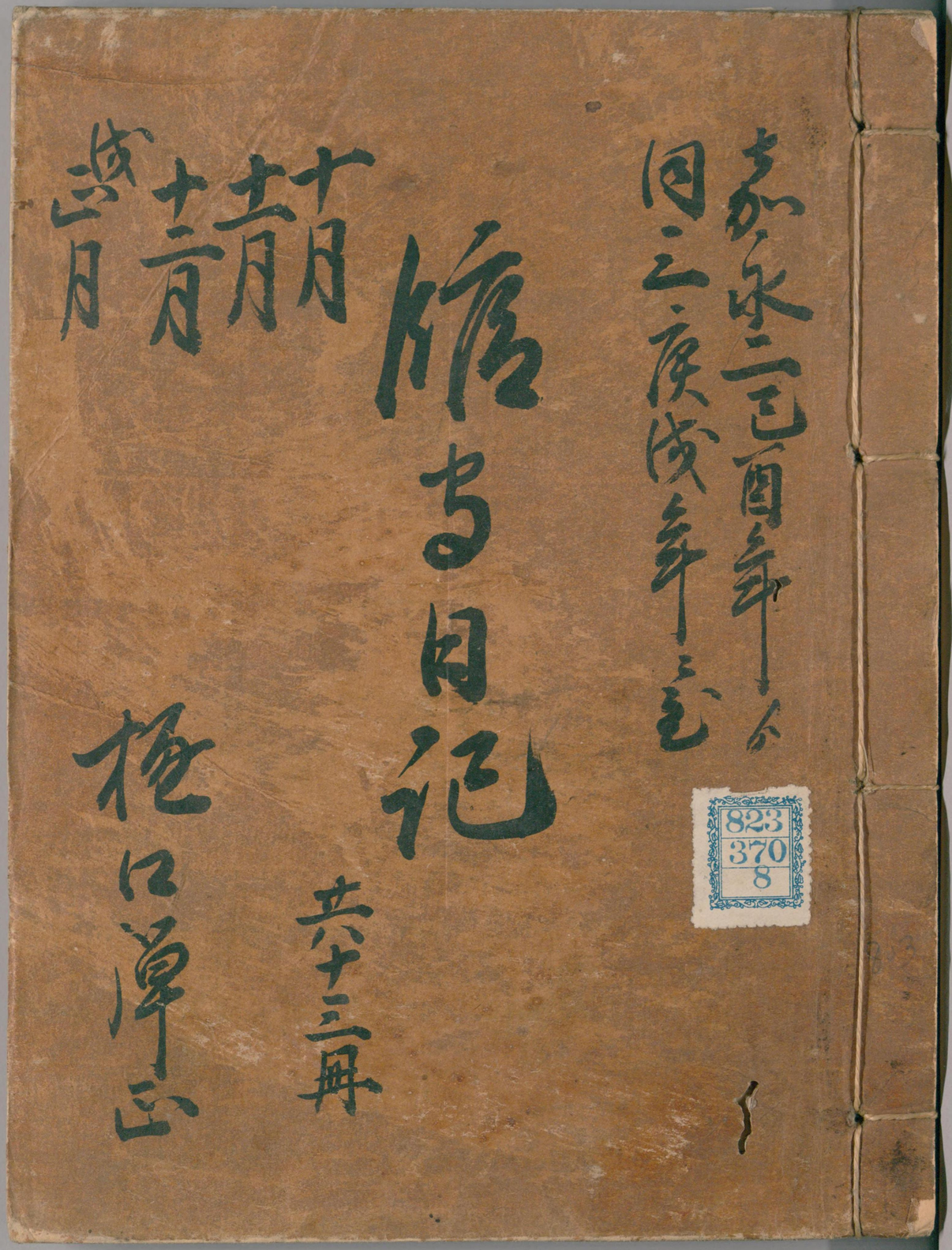

823
370
8

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

外務省引継本

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

十月廿日
〃
〃
十月廿一日
〃
〃
〃
〃
〃
〃

〃　菊松宅送使ヲ以テ礼状来ル届ク
〃　大谷孫三郎ヨリ書状来ル届ク
〃　大谷孫三郎ヨリ書状来ル届ク
〃　大谷孫三郎ヨリ書状来ル届ク

十月七日　晴

井上良吉

〃　菊松宅送使ヲ以テ礼状来ル届ク
〃　大谷孫三郎ヨリ書状来ル届ク
〃　大谷孫三郎ヨリ書状来ル届ク
〃　大谷孫三郎ヨリ書状来ル届ク

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

十月分

〃 [illegible]

〃 [illegible]

十月九日

〃 [illegible]

〃 [illegible]

十月十日

〃 [illegible]

〃 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

国立国会図書館　　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

十月十日

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

十月十日
晴

十月十一日
〃
別段入候事無之
〃
門番之外ハ不出勤
〃
御用之外ハ不出勤
〃
出勤之者ハ不残
〃
交代ニ而出勤
〃
交代之者ハ
〃
交代ニ而出勤

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

右旨

〃

勅奏之事有之候間
清允之上無相違御
領掌之旨可被
申渡候事

覺

一 景尚道蔚山漂民七名送使依例領来故
送授寧去之事

己酉十月十二日

訓導 聖始 金僉知

別差 君善 下玉簿

〃

右旨有之候間
書翰受領之旨可
申渡候事

〃

右旨有之候間
御好先
届可申候事

〃

右旨有之候間
御好先
届可申候事

〃

右旨有之候間
御好先
届可申

十月十日

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

十月十八日

〃

十月十九日

〃

〃

〃

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

十月廿日
〃
〃
〃
十月廿日
〃
〃
〃

十月廿二日
〃
十月廿三日
〃

十月廿日
〃 右之通書付ヲ以申来ル
覧

一 因山十月二十八日
一 卒哭十一月初十日
己酉十月日 別当 館司 尊公

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

十月十八日
〃 [illegible]

十月十九日
〃 [illegible]

十月晦日
〃 [illegible]

十月朔日
〃 [illegible]
〃 [illegible]

十月二日
〃 [illegible]
中 [illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

十月三日

〃

十月四日

〃

十月五日

〃

十月廿
〃
〃
〃

〃

十月廿

〃

〃

〃

〃

〃

一新別差聖義朴主簿令日到任之事

已酉十月初六日　館司尊公　訓導聖始　金僉知

覽

十月七日

〃

〃

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

十月八日
〃
十月九日
〃
〃
十月十日
〃

〃 裁判の事に付
那覇へ行く事
十一月十日
〃 雨の事
十一月十一日
〃 雨の事
十一月十二日
〃 雨の事
十一月十三日
〃 雨の事
十一月十四日
〃 雨の事
十一月十五日
〃 南方法制主館
almost 士拙宅へ帰る事 并 所役

〃 高麗人陵小亜事一右扉

〃 初巡高麗使接慰官金風縣監李明定差定
之事

己酉十月 日 判 訓導 聖始 金會知
別差 聖式 朴主簿

館司 尊公

十月十六日

〃 判官入陵小亜事一右扉

覽

一 漂差使接慰官金風縣監李明定差定
之事

己酉十月 日 判 訓導 聖始 金會知
別差 聖式 朴主簿

館司 尊公

十月十六日

〃 判官入陵小亜事一右扉

〃 高麗使接慰官金風縣監李明定差定
之事

己酉十月 日 判 訓導 聖始 金會知
別差 聖式 朴主簿

館司 尊公

十月十六日

〃 判官入陵小亜事一右扉

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

〃 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十月十日

〃 [illegible]
〃 [illegible]
〃 [illegible]

[illegible]
〃 [illegible]
〃 [illegible]
[illegible]
[illegible]

十月十八日

十月廿日
〃
十月廿一日
〃
十月廿二日
〃
十月廿三日
〃
十月廿四日
〃
十月廿五日
〃
十月廿六日
〃
十月廿七日
〃
十月廿八日
〃
十月廿九日
〃
十月晦日
〃
十一月朔日
〃
十一月二日
〃
十一月三日
〃
十一月四日
〃
十一月五日
〃
十一月六日
〃
十一月七日
〃
十一月八日
〃
十一月九日
〃
十一月十日
〃
十一月十一日
〃
十一月十二日
〃
十一月十三日
〃
十一月十四日
〃
十一月十五日
〃
十一月十六日
〃
十一月十七日
〃
十一月十八日
〃
十一月十九日
〃
十一月廿日
〃
十一月廿一日
〃
十一月廿二日
〃
十一月廿三日
〃
十一月廿四日
〃
十一月廿五日
〃
十一月廿六日
〃
十一月廿七日
〃
十一月廿八日
〃
十一月廿九日
〃
十一月晦日
〃
十二月朔日
〃
十二月二日
〃
十二月三日
〃
十二月四日
〃
十二月五日
〃
十二月六日
〃
十二月七日
〃
十二月八日
〃
十二月九日
〃
十二月十日
〃
十二月十一日
〃
十二月十二日
〃
十二月十三日
〃
十二月十四日
〃
十二月十五日
〃
十二月十六日
〃
十二月十七日
〃
十二月十八日
〃
十二月十九日
〃
十二月廿日
〃
十二月廿一日
〃
十二月廿二日
〃
十二月廿三日
〃
十二月廿四日
〃
十二月廿五日
〃
十二月廿六日
〃
十二月廿七日
〃
十二月廿八日
〃
十二月廿九日
〃
十二月晦日
〃
正月朔日
〃
正月二日
〃
正月三日
〃
正月四日
〃
正月五日
〃
正月六日
〃
正月七日
〃
正月八日
〃
正月九日
〃
正月十日
〃
正月十一日
〃
正月十二日
〃
正月十三日
〃
正月十四日
〃
正月十五日
〃
正月十六日
〃
正月十七日
〃
正月十八日
〃
正月十九日
〃
正月廿日
〃
正月廿一日
〃
正月廿二日
〃
正月廿三日
〃
正月廿四日
〃
正月廿五日
〃
正月廿六日
〃
正月廿七日
〃
正月廿八日
〃
正月廿九日
〃
正月晦日
〃
二月朔日
〃
二月二日
〃
二月三日
〃
二月四日
〃
二月五日
〃
二月六日
〃
二月七日
〃
二月八日
〃
二月九日
〃
二月十日
〃
二月十一日
〃
二月十二日
〃
二月十三日
〃
二月十四日
〃
二月十五日
〃
二月十六日
〃
二月十七日
〃
二月十八日
〃
二月十九日
〃
二月廿日
〃
二月廿一日
〃
二月廿二日
〃
二月廿三日
〃
二月廿四日
〃
二月廿五日
〃
二月廿六日
〃
二月廿七日
〃
二月廿八日
〃
二月廿九日
〃
二月晦日
〃
三月朔日
〃
三月二日
〃
三月三日
〃
三月四日
〃
三月五日
〃
三月六日
〃
三月七日
〃
三月八日
〃
三月九日
〃
三月十日
〃
三月十一日
〃
三月十二日
〃
三月十三日
〃
三月十四日
〃
三月十五日
〃
三月十六日
〃
三月十七日
〃
三月十八日
〃
三月十九日
〃
三月廿日
〃
三月廿一日
〃
三月廿二日
〃
三月廿三日
〃
三月廿四日
〃
三月廿五日
〃
三月廿六日
〃
三月廿七日
〃
三月廿八日
〃
三月廿九日
〃
三月晦日
〃
四月朔日
〃
四月二日
〃
四月三日
〃
四月四日
〃
四月五日
〃
四月六日
〃
四月七日
〃
四月八日
〃
四月九日
〃
四月十日
〃
四月十一日
〃
四月十二日
〃
四月十三日
〃
四月十四日
〃
四月十五日
〃
四月十六日
〃
四月十七日
〃
四月十八日
〃
四月十九日
〃
四月廿日
〃
四月廿一日
〃
四月廿二日
〃
四月廿三日
〃
四月廿四日
〃
四月廿五日
〃
四月廿六日
〃
四月廿七日
〃
四月廿八日
〃
四月廿九日
〃
四月晦日
〃
五月朔日
〃
五月二日
〃
五月三日
〃
五月四日
〃
五月五日
〃
五月六日
〃
五月七日
〃
五月八日
〃
五月九日
〃
五月十日
〃
五月十一日
〃
五月十二日
〃
五月十三日
〃
五月十四日
〃
五月十五日
〃
五月十六日
〃
五月十七日
〃
五月十八日
〃
五月十九日
〃
五月廿日
〃
五月廿一日
〃
五月廿二日
〃
五月廿三日
〃
五月廿四日
〃
五月廿五日
〃
五月廿六日
〃
五月廿七日
〃
五月廿八日
〃
五月廿九日
〃
五月晦日
〃
六月朔日
〃
六月二日
〃
六月三日
〃
六月四日
〃
六月五日
〃
六月六日
〃
六月七日
〃
六月八日
〃
六月九日
〃
六月十日
〃
六月十一日
〃
六月十二日
〃
六月十三日
〃
六月十四日
〃
六月十五日
〃
六月十六日
〃
六月十七日
〃
六月十八日
〃
六月十九日
〃
六月廿日
〃
六月廿一日
〃
六月廿二日
〃
六月廿三日
〃
六月廿四日
〃
六月廿五日
〃
六月廿六日
〃
六月廿七日
〃
六月廿八日
〃
六月廿九日
〃
六月晦日
〃
七月朔日
〃
七月二日
〃
七月三日
〃
七月四日
〃
七月五日
〃
七月六日
〃
七月七日
〃
七月八日
〃
七月九日
〃
七月十日
〃
七月十一日
〃
七月十二日
〃
七月十三日
〃
七月十四日
〃
七月十五日
〃
七月十六日
〃
七月十七日
〃
七月十八日
〃
七月十九日
〃
七月廿日
〃
七月廿一日
〃
七月廿二日
〃
七月廿三日
〃
七月廿四日
〃
七月廿五日
〃
七月廿六日
〃
七月廿七日
〃
七月廿八日
〃
七月廿九日
〃
七月晦日
〃
八月朔日
〃
八月二日
〃
八月三日
〃
八月四日
〃
八月五日
〃
八月六日
〃
八月七日
〃
八月八日
〃
八月九日
〃
八月十日
〃
八月十一日
〃
八月十二日
〃
八月十三日
〃
八月十四日
〃
八月十五日
〃
八月十六日
〃
八月十七日
〃
八月十八日
〃
八月十九日
〃
八月廿日
〃
八月廿一日
〃
八月廿二日
〃
八月廿三日
〃
八月廿四日
〃
八月廿五日
〃
八月廿六日
〃
八月廿七日
〃
八月廿八日
〃
八月廿九日
〃
八月晦日
〃
九月朔日
〃
九月二日
〃
九月三日
〃
九月四日
〃
九月五日
〃
九月六日
〃
九月七日
〃
九月八日
〃
九月九日
〃
九月十日
〃
九月十一日
〃
九月十二日
〃
九月十三日
〃
九月十四日
〃
九月十五日
〃
九月十六日
〃
九月十七日
〃
九月十八日
〃
九月十九日
〃
九月廿日
〃
九月廿一日
〃
九月廿二日
〃
九月廿三日
〃
九月廿四日
〃
九月廿五日
〃
九月廿六日
〃
九月廿七日
〃
九月廿八日
〃
九月廿九日
〃
九月晦日
〃
十月朔日
〃
十月二日
〃
十月三日
〃
十月四日
〃
十月五日
〃
十月六日
〃
十月七日
〃
十月八日
〃
十月九日
〃
十月十日
〃
十月十一日
〃
十月十二日
〃
十月十三日
〃
十月十四日
〃
十月十五日
〃
十月十六日
〃
十月十七日
〃
十月十八日
〃
十月十九日
〃

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

十九

十月廿七日

"

廿八日

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

一

一

一

一

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

[illegible]
清紀人[illegible]

十月十六日
〃 [illegible]

十月十九日
〃 [illegible]

十月廿日
〃 當日清紀[illegible]
出仕[illegible]

十二月二日
〃 [illegible]

十二月三日
〃 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

十二月廿
〃
十二月廿
〃
十二月廿
〃
十二月七日
〃
十二月八日
〃
十二月九日

十二月十日

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

十一月十五日

〃　昨夜之吊祭度之客人乾
吉之補材を江口ゟ取寄ニ指遣ス
昨夜ハ不取敢仮ニ仮ニ
中来ニ而之事ニ而
相成之方ニ而ハ
二番ニ来ル
主

〃　吊祭ニ而之仕
仕事ニ而
仕事ニ而
大工ニ而
仕事ニ而
今年ニ而

〃　吊祭ニ而之仕
仕事ニ而
書斗ニ而之
新築ニ而

〃　仕事ニ而之
及ニ而
私ニ而
大工ニ而
仕事ニ而
今年ニ而

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

御文被下之事

十一月十三日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

十四日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

十五日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

十六日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

十七日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

十八日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

十九日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

廿日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

廿一日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

廿二日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

廿三日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

廿四日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

廿五日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

廿六日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

廿七日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

廿八日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

廿九日

一、昨日清水谷前大納言殿
出仕御免御願之儀
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

一、今日伏見殿御所
中院前大納言殿
三条前大納言殿
右之通被仰出候事

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

〃

〃　十一月十七日

〃　帝室御用掛

〃　帝室便覧十八冊

〃

十一月十八日

〃　毎秋御廻書

〃　帝室便覧十冊

〃　帝室便覧追加

〃

〃　毎秋御廻書

〃　帝室便覧十冊

〃　帝室便覧追加

〃

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

十一月廿日
〃
十一月廿一日
〃
十一月廿二日
〃
十一月廿三日
〃
十一月廿四日
〃

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

十一月九日
〃　御民ヶ竹ニ而御狩御座候事

十一月十九日
〃　来ル廿日ニ御狩御座候ニ付而ハ御狩場之儀ニ付而ハ御領分之儀ニ付而ハ御領分之儀ニ付而ハ御領分

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

永三庚戌年

正月元日

〃 年礼之為御祝詞
出仕拙老出席之為御
〃 右之賀詞を以下横目
書附を以名代を
御座敷之御簾内
可極頼之旨答之

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

来　来　来　来　来　来　来　来

松倉勘兵衛
岡部権八
浜村孫兵衛
杉田権之丞
井上與惣兵衛
松倉勘兵衛
浜村孫兵衛
杉田権之丞

乙　乙　乙　来　来　来

井上與惣兵衛
松倉勘兵衛
浜村孫兵衛
杉田権之丞

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

正月写

〃 年賀之為礼
〃 物来年賀礼
〃 年賀之為礼
〃 年賀礼来
〃 年賀礼来
〃 年賀礼来

正月廿日
〃
拙老儀年内長袴着
御免奉願候事
口授之事
正月廿一日
〃
為清甫ニ
正月廿二日
〃
為清甫ニ
正月廿三日
〃
為清甫ニ
正月廿四日
〃
為清甫ニ
正月廿五日
〃
為清甫ニ
正月廿六日
〃
為清甫ニ
正月廿七日
〃
為清甫ニ
正月廿八日
〃
為清甫ニ
正月廿九日
〃
為清甫ニ
正月晦日

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

〃 雨天ニ付休館

〃 廿一日

別段ノ事無之候

〃 廿二日

〃 昨廿一日ニ続キ休館

〃 廿三日

〃 昨廿二日ニ続キ休館

〃 本日ハ休館ノ処閲覧人ニ度々ノ懇請ニ付キ閲覧ヲ許ス

〃 廿四日

毎日入館ノ事ニ付略ス

〃 廿五日

毎日入館ノ事ニ付略ス

〃 神奈川県

〃 今日より印紙税法施行に付各庁
へ要求の書類左記仕様見本の通
印刷致し候間申込次第売渡可申
候尤税額は別紙見本の通に候

四月十日

〃 今日より印紙税法施行に付各庁
へ要求の書類左記仕様見本の通
印刷致し候間申込次第売渡可申
候尤税額は別紙見本の通に候

〃 神奈川県

十六日 晴 午後雨

〃 官舎ニ於テ例刻ノ如ク執務

〃 官舎ニ於テ例刻ノ如ク執務

〃 村松馬吉ト云フ者ヲ雇入ル

〃 清田喜代吉ト云フ者ヲ雇入ル

〃 書類目録ヲ作リ之ヲ勧誘ス

〃 清田喜代吉ヲ雇入ル

〃 清田喜代吉ヲ雇入ル

〃 清田喜代吉ヲ雇入ル

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8
ガラス使用

別差 聖表 朴壽萬
差備官淳之 韓主簿

代官 僉公

〃 先妻之兄弟之外
之方如親之
之事之方
淫之外
之知親之

〃 知而
之事

生家字
右之知而
相親先妻之
之事

〃 正月十九日
主妻妹時之

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

〃
清正殿ニ而上臺
書状ニ而被申ニ
〃
廿日分
御ニ如臺ニ被
仰ニ而ニ
来十一日ニ
新ニ
被申ニ
〃

廿十日
ニ如臺ニ
来仲秋ニ
〃
掛ニ
先ニ
被申ニ
〃
仰ニ而
書状ニ而
〃

823
370
8

国立国会図書館　タイトル『館守日記』 請求記号 WA1-6-8

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『館守日記』　請求記号 WA1-6-8

ガラス使用